

五

島

市

地

域

お

こ

し

協

力

隊

韓国

出身の方
募集中



外国人の視点を活かして
インバウンド誘客につなげたい！

長崎県五島市について

長崎県の西に浮かぶ大小約150の島々からなる五島列島。

五島列島の最南端にある五島市は、五島列島最大の島 福江島、久賀島、奈留島の大きな3つの島を含む10の有人島と53の無人島で成り立っています。

美しい自然や新鮮で豊富な食材、古い歴史と文化に恵まれている五島市は、新しい事業や雇用が生まれ続けている元気な島でもあります。

暮らしの環境も整っており、複数の大型スーパーやドラッグストア、総合病院や診療所があるほか、保育所や小中学校も多数あり、「安心して暮らせる島」と多くの方の移住先選ばれています。

直近5年間で約1,200人の移住者を受け入れています。うち30代までの若い世代が7割以上を占めており、定着率は8割を超えています。



インバウンド誘客で観光を盛り上げるために

そんな五島市は、近年、世界遺産登録やドラマ・映画の舞台となったことで国内での知名度が向上し、一時コロナの煽りは受けたものの、観光事業は盛り上がっています。

五島市の観光をもっともっと盛り上げるためには、国内だけでなく、海外からも観光客を呼び込んでいく必要があります。五島市では「韓国」をメインターゲットの一つとし、インバウンド誘客に力を入れていきたいと考えております。

今回募集する地域おこし協力隊員には、「韓国語」で五島市の情報を発信したり、海外での観光誘客活動を行っていただきますが、ポイントは「外国人の視点」です。

外国人から観て感じる五島の様々な魅力を、自身の言葉で発信していただくことで、観光誘客につなげたいと考えていることから、韓国語が第一言語である方を募集します。

五島市地域おこし協力隊募集要項（インバウンド観光の促進）

1. 募集人数 1名
2. 勤務地 五島市役所 地域振興部 文化観光課 観光物産班
(長崎県五島市福江町1番1号)

3. ミッション

- 1) 海外営業・商談会への参加・通訳
- 2) SNSによる海外向け情報発信
- 3) インバウンド誘客の企画提案・実施



4. その他の活動（任意）

- 1) *¹五島市に定住するための活動（業務時間中に実施可）
- 2) *²本業に支障がない範囲で副業可（業務時間外での実施可）

*¹「定住するための活動」かの判断は、協力隊員と配属課職員との協議により判断

*²配属所属長から「業務に支障がない」と意見もらった上で、総務課へ届け出が必要

<活動イメージ>

STEP 0 1

観光資源の掘り起こし：五島市の魅力を見つけ、ターゲット国の需要に合った観光資源を取りまとめる。

STEP 0 2

観光資源の発信：ターゲット国の需要にあった五島の観光資源等をターゲット国の需要にあった媒体及び旅行博などにより発信する。

STEP 0 3

五島市への誘客：国内外のイン及びアウトバウンド旅行会社へ観光誘客営業を実施。五島市へのインバウンド誘客事業の企画・実行。

五島市に定住！

インバウンド誘致、インバウンド受入体制整備を中心とした観光事業の実施や五島市の観光資源に関する知識を活かした、観光ガイドとしての活躍が期待できる。

5. 活動期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

(最初の任期は任用の日から令和8年3月31日まで)

活動状況により、最長3年まで延長可能です(令和10年5月31日まで)

6. 応募条件

- ① 3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住、または海外に在留（市町村が備える住民基本台帳に登録されていない）の方で、採用後、五島市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
※ 3大都市圏をはじめとする都市地域等とは…（詳しくはお問い合わせください）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村
- ② 韓国語が第一言語である方
- ③ 韓国語に加え、日本語と英語を使用できる方
- ④ 上記の言語での通訳ができる方（同時通訳は求めない。）
- ⑤ 地域住民や観光事業者等とコミュニケーションをとり協力しながら、意欲的に活動できる方
- ⑥ 離島の生活に憧れ、楽しめる方
- ⑦ 活動期間終了後も五島市に定住し、起業又は就業しようとする意欲がある方
- ⑧ パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）の一般的な操作ができ、SNS等を使って情報発信できる方
- ⑨ 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方（AT限定可）
- ⑩ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する下記の欠格条項に該当しない方
 - A 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - I 五島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7. 雇用形態

《五島市が負担するもの》

1) 任用形態：会計年度任用職員（パートタイム）

2) 給与：月額213,161円

期末手当有り（ボーナス）月額×1.25月分×年2回

勤勉手当有り（ボーナス）月額×1.05月分×年2回

（令和7年2月1日時点）

※在職期間が6ヶ月に満たない場合は支給割合が変更になります。

3) 勤務時間：週35時間（7時間/日）原則として月曜日から金曜日

年次有給休暇のほか特別休暇制度あり

4) 社会保険等：厚生年金・健康保険・雇用保険に加入

5) 住居：市が無償貸与、又は家賃補助（上限40,000円/月額）

6) 地域おこし協力隊だけの特別助成

①協力隊任期中において、退任後に五島市内に定住するにあたり必要な資格取得、

講習会受講に要する経費を30万円/年を上限に補助

②協力隊任期終了後に五島市にて起業若しくは事業継承をする者には

100万円を上限に補助

③協力隊任期終了後に五島市にて定住するために空き家を改修する者には

50万円を上限に補助（※令和7年2月現在、準備中。令和7年度より導入予定）

《協力隊員が負担するもの》

生活にかかる費用全般 ※五島市までの引越し費用を含む

8. 応募方法

1) 受付期間 令和7年3月10日（月）から令和7年4月9日（水）まで

郵送・電子メール受付可 提出書類の返却は不可

※定員に達しない場合は再募集を行うことがあります

2) 応募書類

①五島市地域おこし協力隊応募用紙

②住民票の写し（海外に在留の方は、現住所を確認できる証明書の写し）

③運転免許証の写し

④会計年度任用職員登録申込書

※令和7年度予算が議決されない場合等により、採用できないことがあります

9. 選考方法

1) 第1次選考

令和7年4月上旬 受付期間中に書類が到着した方を対象に実施

2) 第2次選考

令和7年4月中旬 第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を実施

・詳細な日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

・面接は下記の方法から選択していただきます。

①五島市役所での対面形式

②都市部会場（東京・大阪・福岡）での対面形式+オンライン形式

※①②いずれも難しい方については、相談の上、別途対応します。

3) 最終結果

第2次選考の結果により、可否の判定を文書で通知します。

10. 応募先・お問合せ先

五島市役所 地域振興部 地域協働課 地域づくり協働班(担当：竹森)

住所：〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 電話：0959-76-3070

FAX：0959-74-1994 メール：chiiki@city.goto.lg.jp

